



## DV等で避難している方へ

## 非課税世帯(令和6年度)物価高対策給付金のお知らせ

### 給付金を受給できる場合があります

高松市住民税非課税世帯（令和6年度）物価高対策給付金の概要

#### 給付額

1世帯あたり **3万円** + こども※1人あたり **2万円**

※こども：平成18年4月2日以降生まれの世帯員

#### 給付対象※1

令和6年12月13日時点で高松市に住民登録がある、  
・ **令和6年度住民税均等割非課税世帯※2**

※1 世帯全員が、令和6年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯は対象外です。

※2 世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

**高松市にDV（ドメスティック・バイオレンス）等で避難している方は、住民票の世帯が給付金を受け取っている場合でも、要件を満たせば受給できます**

#### 要件① 基準日（令和6年12月13日）時点で、高松市内に避難していること

##### <DV等避難中であることを明らかにできる書類の例>

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

※高松市の住民登録の有無は問いません。

※こども（平成18年4月2日以降生まれの方）を連れて避難している場合は、こども加算（こども1人あたり2万円）も対象となります。

#### 要件② 避難している方（同伴者を含む。）が、令和6年度住民税均等割非課税に該当すること

※避難している方は、独立した生計を立てているものとみなし、加害者である課税者に扶養されている場合も対象となります。

#### 要件③ 避難している申請者が令和6年度住民税非課税世帯給付金（3万円）を受給していないこと

※避難している方（同伴者を含む。）自身が、既に、高松市や他の自治体から令和6年度住民税非課税世帯給付金（3万円）を受給している場合は、**対象外です**。

※住民票の世帯が給付金を受給済みであっても、避難している方（同伴者を含む。）自身が未受給の場合は、対象となります。

## 申請方法に関して

### 提出書類

以下の書類を揃えてご提出ください（⑥・⑦は、該当する場合のみご提出ください。）。

- ① 申請書※
- ② 「申請者」の本人確認書類のコピー  
※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などいずれか1つを提出してください。  
※氏名、生年月日が分かるようにコピーしてください。
- ③ 通帳（見開き1、2ページ）等のコピー  
※原則、「申請者」本人の名義に限りです。  
※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるようにコピーしてください。
- ④ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書※
- ⑤ DV等避難中であることを明らかにできる書類  
※書類のオモテ面の例をご確認ください。
- ⑥ 「避難している方（同伴者を含む。）全員」の令和6年度の課税証明書  
※令和6年1月1日時点の住所が高松市外の方のみ提出が必要です。  
※令和6年1月1日時点で住民登録していた自治体が発行する課税証明書をご提出ください。  
※16歳未満の方（2008年（平成20年）4月2日以降生まれの方）は不要です。
- ⑦ 「一緒に避難している18歳以下の方」の本人確認書類のコピー  
※「高松市に住民登録がない18歳以下の方」を連れて避難している方のみ提出が必要です。  
※マイナンバーカード、健康保険証などいずれか1つを提出してください。  
※氏名、生年月日が分かるようにコピーしてください。

※ ①・④は、高松市ホームページからダウンロードできます。  
（相談窓口でも配付しています。）

高松市ホームページはこちら ▶



### 提出先

#### 郵送の場合

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号  
高松市地域共生社会推進課 給付金担当 行

#### 窓口の場合

高松市役所 2 階エレベーターホール南側スペース「相談窓口」

## 申請期限 令和7年5月12日（月）（当日消印有効）



不審な訪問や電話などにご注意ください。あやしいときは、警察や消費生活センター（087-839-2066）へ！

高松市給付金コールセンター

# 087-826-0442

相談窓口

高松市役所 2 階エレベーターホール  
南側スペース

【受付時間】 8：30～17：00（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）